

第56回

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

埼玉県消費者大会

大会スローガン

自ら考え行動する消費者になろう ～誰ひとり取り残さない持続可能な社会を目指して～



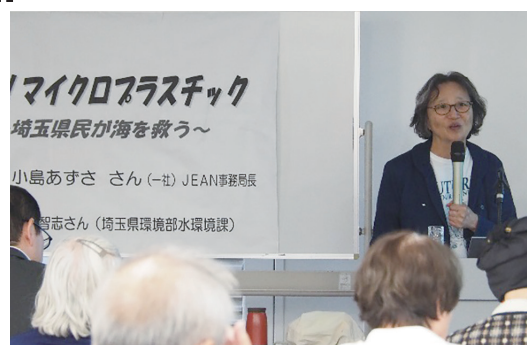
第55回 埼玉県消費者大会

全体会

昨年の消費者大会の様子



根本かおるさんによる記念講演



環境分科会



基調報告



実行委員会団体の活動紹介



防災・減災分科会

第56回大会記念講演 経済ジャーナリスト 荻原 博子さん

講演テーマ

新型コロナウイルス感染症と向き合って ～どう変わる、わたしたちの暮らし～

日時 2020年10月16日(金) 10時30分～12時30分

会場 埼玉会館 ラウンジ

主催 第56回埼玉県消費者大会実行委員会

後援 埼玉県

第 56 回埼玉県消費者大会実行委員会参加団体名簿

【大会役員】

実行委員長 川上豊子 (埼玉母親大会連絡会)
 副実行委員長 高田美恵子 (新日本婦人の会埼玉県本部)
 副実行委員長 前田多賀美 (上尾市消費者団体連絡会)
 事務局長 吉川尚彦 (埼玉県消費者団体連絡会事務局長)

No	団体名	代表者名
1	埼玉県地域婦人会連合会	柿沼トミ子
2	新日本婦人の会埼玉県本部	高田美恵子
3	埼玉県生活協同組合連合会	吉川尚彦
4	埼玉母親大会連絡会	川上豊子
5	埼玉公団住宅自治会協議会	佐藤利彦
6	JA 埼玉県女性組織協議会	栗嶋美津江
7	埼玉県農民運動連合会	立石昌義
8	埼玉県消費生活コンサルタントの会	木下久美子
9	NPO 法人 埼玉消費者被害をなくす会	池本誠司
10	生活協同組合コープみらい	新井ちとせ
11	生活協同組合パルシステム埼玉	樋口民子
12	医療生協さいたま生活協同組合	雪田慎二
13	さいたま住宅生活協同組合	後藤晴雄
14	こくみん共済 coop<全労済>	金井浩
15	さいたま市消費者団体連絡会	廣田美子
16	上尾市消費者団体連絡会	小林良子
17	春日部市くらしの会	齋藤恂子
18	加須市くらしの会	杉沢正子
19	久喜市くらしの会	宮内智
20	越谷市消費生活研究会	中村千代子
21	埼玉県西部地区消費者団体活動推進世話人会	星川一恵
22	志木市くらしの会	木下里美
23	新座市消費者展実行委員会	三輪由理子

も	P1 大会プログラム	P14 大会アピール(案)
く	P2 埼玉県消費者大会とは	P15 記念講演講師紹介
じ	P3 大会スローガンと基調報告	P16 実行委員会団体紹介
	P10 埼玉県への要請書	

大会プログラム

開場：10時00分（10時00分～実行委員会団体の取り組み上映）

開会：10時30分 閉会：12時30分

1. 開会（司会）

細田 久美子さん（新日本婦人の会埼玉県本部）

佐竹 美津江さん（生活協同組合コープみらい）

2. 実行委員会団体紹介

3. 主催者挨拶

川上 豊子 実行委員長（埼玉母親大会連絡会）

4. 来賓挨拶

大野 元裕 埼玉県知事

5. 基調報告・埼玉県への要請

吉川 尚彦 事務局長

6. 記念講演

『新型コロナウイルス感染症と向き合って

～どう変わる、わたしたちの暮らし～』

経済ジャーナリスト 荻原 博子さん

7. 大会アピール採択

植田 富美子さん（埼玉県地域婦人会連合会）

8. 閉会

埼玉県消費者大会について

埼玉県消費者大会実行委員会

1.消費者大会の始まり

1960年代、高度経済成長の真ただ中の時期に、偽牛缶事件を始めとする食品や商品の表示の問題、化学薬品などによる被害など、暮らしをおびやかす出来事が起こりました。

「埼玉県内には様々な婦人団体が誕生してきた。趣味もしくは、文化団体と異なった性格の団体、主体的に生活を防衛し、また行政に働きかける団体が県内各地にひろがっていきました。」

（「さいたま女性の歩み」より引用）

こうした機運の高まりの中で、1965年11月11日、埼玉県と県地域婦人会連合会により、第1回消費者大会（第6回までの名称は「地域婦人中央集会」）が始まりました。スローガンは「賢い消費者となるために」、会場の大宮商工会館は、立ち見も含め1300人を超す人々で埋まりました。大会では県内各地で取り組まれた研修会などの報告が行われました。

2.県内消費者団体が力をあわせる場へ

1972年におこなわれた第7回大会は、名称を「埼玉県消費者大会」とあらため開催されました。大会趣旨では「県内の消費者が一堂に会し、消費生活をめぐる諸問題の理解と関心を深め、行動する消費者として、消費者自らの手で守る方法を考えよう」と、県内の消費者団体に呼びかけが行われました。

1974年に行われた第9回大会から、主催を埼玉県と県内11消費者団体に移し、あらたな門出を迎えました。

第9回大会終了後には、埼玉県消費者団体連絡会の結成をめざし、7団体が準備会を発足しました。2年間の準備期間を経て、1976年6月に結成大会が開かれ、11団体が参加しました。

1981年に行われた第16回大会からは、埼玉県消費者団体連絡会が県内の消費者団体に呼びかけて実行委員会を結成し、実行委員会による運営に移行しました。その後、毎年、埼玉県消費者大会を開催してきました。なお、埼玉県消費者大会は、埼玉県より後援と補助金を交付いただき開催しています。

3.消費者大会の役割

埼玉県消費者大会は、「一致できる問題で、幅広く消費者団体が共同して活動すること」、「くらしの立場から、社会に目をひらいていくこと」のふたつの視点を大切に、毎年の大会が大きな共同の場となっています。

また、食に関すること、消費者行政に関すること、環境に関すること、防災や減災に関すること、福祉や教育に関することなどをテーマに、埼玉県の消費者の学びの場ともなっています。

さらに、大会では「埼玉県への要請書」を確認し、要請書に基づいた埼玉県との懇談を行っており、消費者大会は、埼玉県の消費者による社会的発言の場ともなっています。

第 56 回埼玉県消費者大会スローガンと基調報告

自ら考え行動する消費者になろう ～誰ひとり取り残さない社会を目指して～

I. はじめに～昨年度の取り組みから

- 昨年の消費者大会では国連が定めた SDGs (持続可能な開発目標) について学び、SDGs の理念である「誰一人取り残さない社会の実現」に向けて取り組むことを、2030 年までの活動の基調として確認しました。また、大会で確認された埼玉県への要請文をもとに、県との懇談会を行いました。
- 実行委員会と埼玉消団連が共同で実施した「市町村における消費生活関連事業調査」には、県内すべての自治体から回答が寄せられました。
- 県内消費者団体全体研修会ではコミュニケーションスキルを高めるための講座とワークショップを行い、県内消費者団体地区別研修会では全会場でプラスチック問題を学習し、身近な暮らしの中で、できることを考え合いました。
- 県内の消費者団体は、学習会や見学会の実施、県内消費者団体研修会の講師による学習会を毎年開催、埼玉県消費者大会をきっかけに SDGs についてさらに学び、行動につなげようとするなど活動を進めました。

II. 誰もが安心してくらす地域社会をつくるために



1. ウィズコロナ (ウイルスとの共存) の暮らしと社会

- (1) コロナウイルス感染症の広がりを受けて、私たちの活動は 2 月からほぼ停止状態となりました。やっと活動が再開できると思った夏以降、事実上の第 2 波とも言える状況のもと、オンライン参加など新しい形での活動再開を模索してきました。
- (2) 外出自粛の巣ごもり状態の暮らしから、保健所など公衆衛生のあり方、危険と隣り合わせで従事する医療や介護の現場のこと、貧困・格差の問題や教育制度など、社会インフラに関わることに消費者は思いを巡らせてきました。また、未曾有の経済危機、営業自粛による所得の減少や失業者の増加に直面し、セーフティネットを整えることの大切さも感じてきました。安全と安心の確保こそ、経済を活性化させるうえでの前提と考えます。
- (3) コロナ収束の見通しが立たない中、ウィズコロナを受け入れ、新しい生活様式を暮らしに取り入れつつ、基盤となる「誰もが安心してくらす地域社会」を構築していくことが一層大切となります。
- (4) 個性を尊重し、多様性を認め、豊かな社会を目指す SDGs は、私たちが求める暮らしと社会の姿でもあります。SDGs への関心は広がっていますが、認知率は 29%にとどまっているとの調査がありました。コロナ禍の影響で目標達成を危ぶむ声もあります。SDGs を身近に感じられるよう、消費者・県民の学びを広げましょう。

2. 幅広い課題について学び、考え、 くらしからの取り組みを進めましょう

(1) 消費者市民社会の実現を目指して

4 質の高い教育を
みんなに



11 住み続けられる
まちづくりを



- ① 昨年県内の消費生活相談窓口への相談件数は 53,997 件と前年より減少しましたが、通信販売における定期購入に関する件数が大きく増加し、クレジットに関する相談も増加しました。また、コロナ禍のもとで、消費者の不安につけ込んだ手口による被害も急増しました
- ② 成年年齢の引き下げを前に、高校生以下の相談件数が増加しています。行政、学校やPTA、地域団体、有識者が協力して、若年層への啓発を進めることが課題となっています。
- ③ 埼玉県では、悪質な業者について法にもとづいた処分を行っており、昨年は特定商取引法関係 4 件・景品表示法関係 4 件でした。引き続き、法執行を強化することとあわせて、消費者の権利を守る立場から、消費者被害を未然に防ぐために、国の積極的な法整備が求められます。
- ④ 個人に代わって被害防止や被害回復の訴訟を行う埼玉消費者被害をなくす会では、不当な表示や勧誘行為を是正する取り組みのほか、埼玉県と連携して「高齢者等見守り活動」と「消費者被害防止サポーター活動」を推進しました。消費者安全確保地域協議会は 63 市町村のうち 20 自治体（2019 年度末）にとどまっており、設置にむけた取り組みが課題です。また、900 人を超えるサポーターと自治体と協力・連携した活動の広がりが求められます。
- ⑤ 消費者市民社会の実現に向けては、行政、事業者、県民などがそれぞれの役割を担い、協力・連携することが大切です。あわせて、地域においてコーディネート機能を担う市町村行政への支援が求められます。

(2) 食の安全・安心を求めて

2 飢餓を
ゼロに



12 つくる責任
つかう責任



- ① コロナ感染の世界的な広がりで、栄養不良の子どもたちの増加が懸念される一方、日本の食料自給率は 38% と依然低い水準で推移しており、持続可能で安定的な食料の確保のうえでは危機的な状況が続いています。
- ② 昨年、埼玉県では CSF（いわゆる豚コレラ）が社会的課題となり、ワクチン投与など実効性のある対策が実施されました。コロナ禍において保健所職員の過重労働が指摘されましたが、食の安全確保のためにも、保健所の役割に見合う人員体制の強化が求められます。
- ③ 食をめぐるっては、食品ロス削減、ゲノム編集食品の表示問題、種苗法改正など多くの課題があります。行政がコーディネートし、消費者や関係者との対話の場（リスクコミュニケーション）を積み重ねていくことが大切です。

(3) 安心してらせる社会と 地域コミュニティづくり

1 貧困を
なくそう



3 すべての人に
健康と福祉を



5 ジェンダー平等を
実現しよう



11 住み続けられる
まちづくりを



- ① 少子高齢化がさらに進み、埼玉県の人人口も減少に転じました。2020年に高齢者は197万人、後期高齢者は98万人に達すると予測されています。平均寿命は男女ともさらに伸びましたが、健康寿命との間には10年前後の開きがあり、地域における健康づくりを自治体と連携して進めることが大切です。また、2025年に向けて地域医療構想や地域包括ケアシステムの構築が進められていますが、保険料や利用料の負担増が懸念されています。
- ② 男女共同参画社会基本法が成立して20年が過ぎましたが、未だ道半ばという状況です。経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成されるジェンダーギャップ指数(GGI)で、日本は153カ国中121位(前回は149カ国中110位)と、他の国々が急速に男女格差を縮小している中、日本の変化が遅いこと、とくに経済、政治の分野での格差の大きさが改めて明らかになっています。また、このコロナ禍のもとで、仕事と家庭の両立における女性の困難さも増しています。
- ③ コロナ禍の中で埼玉県の医療体制の脆弱さが露呈され、自宅療養を余儀なくされる事例もありました。医療体制の抜本的引き上げを課題として、当面の対策に全力をつくしながら、長期化に備え、経営難に陥っている医療事業者への資金援助等の支援が求められています。
- ④ 介護施設でのクラスターの発生が相次いでいます。介護保険制度の変更による施設経営の困難さ、外国人労働者の人材確保も見込めない中、ギリギリの体制で運営していることに利用者も不安を抱えています。待遇改善による人材確保は、保育や学童保育も含めて急務の課題となっています。
- ⑤ コロナの影響による貧困家庭の増加が危惧されています。一方、県内では、食料などを寄せていただくフードバンク、食料などをお渡しするフードパントリー、食事を提供する子ども食堂が、市民団体などの取り組みによって広がっています。*コロナ禍においては、子ども食堂の活動はほとんど休止しています。
- ⑥ 去年は台風による大きな水害に見舞われました。大規模地震だけでなく、水害への対策も必要です。災害は少ないと言われてきた埼玉県ですが、地域のハザードマップなどを活用し、リスクや対策について学ぶ機会をつくりましょう。
- ⑦ 長期の一斉休校、感染による臨時休校、短い夏季休暇など、学校はコロナ対応に追われています。一人ひとりの習熟度に見合った授業や状況に寄り添った指導ができるよう、サポート体制など特段の対策が必要とされています。
- ⑧ 平成30年の社会福祉法の一部改正により、厚生労働省は「地域共生社会」を提唱しました。消費者団体や市民団体が自治体と連携し、社会的弱者が孤立しないよう、地域の居場所づくりと見守り活動をさらに進めましょう。

3. 持続可能な世界をつくるために



(1) くらしから環境を考え行動しましょう

- ① 令和元年に環境省は環境白書を閣議決定し、気候変動という表現を一段進めて、気候危機を宣言しました。大規模災害が毎年のように繰り返され、地球温暖化の影響によって人類を含むすべての生き物の生存基盤を揺るがす気候危機が進行しています。
- ② 埼玉県では 2030 年度の温室効果ガスを 2013 年度比 26% に削減することを目標としていますが、気候危機に対応した持続可能な社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの利用を一層広げ、目標を上回る積極的な取り組みが必要です。
- ③ 環境省は「地域循環型共生圏」という考え方を提唱していますが、地域電力に取り組んでいる自治体では、水害による大規模停電から早期に復旧した事例もあります。消費者団体として、自治体の取り組みに関心を持ち、働きかけを強めましょう。
- ④ プラスチック問題では、レジ袋が有料化されたことにより、レジ袋辞退率は 7 割と大きく前進しました。私たちのくらしはプラスチック製品であふれていますが、事業者・消費者双方が努力して減らすことが大切です。これまで以上にリサイクルを徹底するなど、消費者としてできることを進めましょう。
- ⑤ 昨年、食品ロス削減推進法が施行され、エシカル消費への関心が広がっています。この課題は消費者教育にも位置づけられており、消費者団体が率先して学び、地域で取り組むことが期待されています。

(2) よりよいくらしは平和であってこそ



- ① 終戦・被爆 75 年の節目の年を迎えました。次世代に限らず、今を生きる私たちが当事者として学び、戦争・被爆体験者の平和への願いと想いを継承する取り組みを進めましょう。
- ② 国際社会における各国の互惠関係よりも、自国の利益を優先する風潮が広がっている一方で、核兵器禁止条約に署名した国は 84 개국、批准した国は 44 개국に広がりました。5 年ごとに開かれる N P T 再検討会議は延期となりましたが、国際社会が協調関係を保ち、核兵器を含めた軍縮に向かうことを期待し、取り組みを進めましょう。

(2020 年 9 月 15 日 実行委員会)

基調報告の補足 1 : 用語の説明

社会インフラ

英語では social infrastructure。人間の活動の基盤となる基盤(インフラ)「infrastructure」の中でも、とくに生活や福祉に関するものを意味している。

セーフティネット

「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、安全や安心を提供する仕組みを指す。いわゆる社会保障の一種ともいえる。

定期購入

同じ商品を、一定の間隔で、継続して販売(購入)することですが、初回だけ大幅に価格を下げて目立つようにし、継続購入であることがわかりにくい事例が多々あり、結果、購入金額が高額になってしまうトラブルが多発している。

成年年齢

民法改正により、2022年以降は18歳からでも消費者契約が可能となる。

特定商取引法・景品表示法

特定商取引法(正式名称は特定商取引に関する法律)は、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律です。景品表示法(正式名称は不当景品類及び不当表示防止法)は、消費者の方々が安心して良い商品やサービスを、自主的かつ合理的に選べる環境を守るために作られた法律です。

消費者安全確保地域協議会設置自治体

県内63自治体中、設置自治体は次の通り(五十音順)。上尾市、小鹿野町、小川町、桶川市、春日部市、加須市、北本市、行田市、鴻巣市、坂戸市、志木市、白岡市、鶴ヶ島市、所沢市、戸田市、東松山市、日高市、ふじみ野市、宮代町、吉川市。

種苗法改正

日本で開発された種子が海外で自由に取り扱われることを防ぐために「種苗の知的財産権」を強化する側面と、財産権の強化によって日本の農家の「自家増殖の権利」が制限される可能性のある側面とがあり、今国会では見送られた。

フードパントリー

生活困窮者やひとり親家庭など、何らかの理由で十分な食事を取ることができない状況の人々に、食品をお渡しする場所を開設し、無料で提供する支援活動。パントリー(pantry)は食品を蓄える貯蔵庫を意味する英語。

地域共生社会

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指している。

地域循環型共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

(条約の)署名・批准

署名は調印とも呼ばれ、国としてその条約に賛成するという意思表示を行うもので全権大使等が署名する。批准は、署名された条約に参加することに同意するもので、日本では国会のような国家機関での賛成議決が必要となる。

基調報告の補足 2 : 消費者市民社会をめざす政策の歩み (2020 年版)

※この歩みは、埼玉県消費者大会が始まった 1972 年を起点としています

年	社会の出来事や消費者政策のトピック
	1960 年代は牛缶事件（表示問題）やチクロ使用禁止（1968 年）、高度経済成長のもとで公害など、くらしをめぐる大きな社会問題が起こり始めた
1972 年	PCB（ポリ塩化ビフェニル）の使用禁止／第 1 回埼玉県消費者大会開催
1973 年	第 1 次石油ショックと狂乱物価
1974 年	灯油裁判、フリフラマイド（食品添加物）追放
1976 年	塩ビ食品容器の不買運動／埼玉消団連結成
1977 年	OPP（プリプロピレン）使用認可とボイコット運動
1978 年	一般消費税反対運動
1979 年	第 2 次オイルショック／金の先物取引で被害続出
1980 年	水道水のトリハロメタン汚染問題／公共料金値上げ反対運動
1981 年	食糧管理法（食管法）改正公布
1982 年	日弁連「食品衛生法の改正を求める意見書」を厚生省に提出／ 国際消費者機構（CI）「消費者の 8 つの権利と 5 つの責任」をまとめる 「権利」：①安全である権利、②知らされる権利、③選ぶ権利、④意見を聴いてもらう権利、⑤補償を受ける権利、⑥消費者教育を受ける権利、⑦生活のニーズが保障される権利、⑧健全な環境の中で生活する権利 「責任」：①批判的意識を持つ、②主張し行動する、③他者・弱者への配慮、④環境への配慮、⑤団結・連帯
1983 年	食品添加物大幅規制緩和／水銀乾電池回収問題発生
1984 年	石油ヤミカルテル判決／国民生活センターが「PIO-NET（パイオネット）」運用開始
1985 年	豊田商事（金の現物まがい取引等）事件が発生し社会問題化
1986 年	悪質抵当証券会社の詐欺的商法により被害を受ける購入者が多数発生
1987 年	靈感商法の被害増大／アスベスト汚染問題化
1988 年	日米間で牛肉・オレンジ自由化合意
1989 年	消費税導入 3%／原野商法が相次いで摘発される
1990 年	湾岸戦争の影響で石油製品値上げ／マルチまがい商法被害増加
1991 年	牛肉・オレンジ自由化スタート／継続的役務取引のトラブル増加
1992 年	ダイヤル Q2 被害拡大／カード破産を主とする個人の自己破産急増
1993 年	バブル崩壊により変額保険被害問題／製造物責任の法制化を求める運動
1994 年	国産米品薄で価格が急騰／いわゆる価格破壊が始まる／製造物責任法（PL 法）公布
1995 年	阪神・淡路大震災／こんにゃくゼリーによる窒息事故／悪質な電話勧誘に関する苦情急増続／食品の日付表示を期限方式に一本化／埼玉・商品被害をなくす連絡会発足
1996 年	欧州で BSE（狂牛病）発生／病原性大腸菌 O-157 による食中毒続出
1997 年	ココ山岡破産／消費税 3%から 5%に変更／預託商法の被害急増／介護保険法公布ダイオキシン汚染問題発生
1998 年	医療事故への損害賠償訴訟が増加（5 年前の約 6 割増）
1999 年	消費者被害の救済に役立つ消費者契約法の制定を求める特別決議／訪問販

	売法及び割賦販売法改正
2000年	雪印乳業食中毒事故発生／三菱自動車リコール隠し／エステティックサロン「エステ de ミロード」倒産
2001年	国内で初めて牛海綿状脳症に罹患した牛を確認
2002年	食品偽装表示事件の多発／JAS法改正／農薬取締法改正
2003年	架空不当請求被害増加／食品衛生法改正／食品安全基本法公布／遺伝子組み換え作物に関するカルタヘナ法公布／個人情報保護法
2004年	鳥インフルエンザ発生／振り込め詐欺被害の多発／偽造・盗難キャッシュカード被害急増／消費者基本法の公布、消費者の権利の確立、公益通報者保護法公布／NPO法人埼玉消費者被害をなくす会発足（改組）／公益通報者保護法公布
2005年	高齢者を狙った悪質リフォーム被害・多重債務問題が多発
2006年	消費者契約法改正（消費者団体訴訟制度導入）
2007年	NOVA事件発生／L&G（円天）事件発生／適格消費者団体埼玉消費者被害をなくす会（改組）／中国冷凍ギョウザ事件発生
2008年	リーマン・ブラザーズ破綻、ゼロゼロ（敷金・礼金ゼロ）物件のトラブル増加／消費者契約法等の一部を改正する法律公布（特商法・景品表示法へ差止請求の対象拡大）
2009年	劇場型勧誘による被害多発／消費者庁関連 3 法公布にともない消費者庁が発足し、消費者委員会が設置される
2010年	外国通貨購入の被害が増加／貴金属等の訪問買取り被害多発／消費者金融業者最大手「武富士」経営破綻／消費者基本計画閣議決定／貸金業法・出資法・利息制限法の完全施行
2011年	東日本大震災発災・原発事故発生／スマートフォンのトラブル急増／消費者基本法一部改正で、消費者政策の実施の状況を毎年政府が国会に報告
2012年	「コンプガチャ」問題／劇場型投資被害が増加／消費者教育推進法成立、地方消費者行政の充実・強化のための指針策定／消費者安全法改正でいわゆる「隙間事案」への対応可能に
2013年	健康食品送りつけ商法激増／ホテル・百貨店でのメニュー偽装表示問題／カネボウ化粧品の白斑問題／混入初の「消費者白書」発行／新食品表示法公布／集団的被害回復についての法律が公布
2014年	景表法が改正され、事業者への課徴金制度を導入
2015年	安保関連法案成立／新食品表示法施行、機能性表示食品制度が始まる
2016年	電気の小売自由化が始まる
2017年	都市ガスの小売自由化が始まる
2018年	民法の成年年齢引き下げが確定／IR法（いわゆるカジノ法）成立
2019年	「食品ロスの削減の推進に関する法律」制定／消費税（10%）と軽減税率導入（8%）／ゲノム編集食品の流通始まる／キャッシュレス決済の拡大

埼玉県知事
大野元裕様

第56回埼玉県消費者大会
実行委員長 川上 豊子

要 請 書

私たちは、春に23の県域・地域の消費者団体で実行委員会を発足させ、本日「自ら考え行動する消費者になろう ～誰ひとり取り残さない持続可能な社会を目指して～」をスローガンに掲げて、第56回埼玉県消費者大会を開催しました。コロナウイルス感染症（以下、コロナ）対策のための大型財政出動が続く中ではありますが、開催にあたり埼玉県からご支援・ご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

私たちは、コロナの収束が見通せない中であっても、県内の消費者団体が一致協力し、大会の開催を大切にしてきました。

スローガンに掲げました「誰ひとり取り残さない持続可能な社会」を実現するために、実行委員会での論議や学習を今後の活動に活かし、くらし・地域を豊かにするために行動するとともに、消費者市民社会の実現に向けて各団体の活動を埼玉県で実践していきます。

また、私たちを取り巻く社会情勢や埼玉県の状況をもとに話し合い、大会の基調といたしましたように、すべての県民が健康で文化的な生活を営み、安心してくらす豊かな埼玉県を創造できますよう、実行委員会としてここに、国や埼玉県などの行政への要請事項をまとめましたので、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1. SDGsの実現に関して

- (1) SDGs（持続可能な開発目標）は、目標年まで残すところ10年となりましたが、認知率は29.1%にとどまっているとの調査報道がありました。達成に向けては、多くの県民の理解が重要です。行政はじめ、事業者、市民団体、学校などあらゆる場で、SDGsの周知を継続してください。
- (2) SDGsの17の目標のうち、「5. ジェンダー平等を実現しよう」について、日本は先進国の中で見劣りする結果となっています。男女共同参画社会基本法の本質とSDGsの理念に則り、埼玉県として目標とアクションプラン（行動計画）を持ち、着実に実行してください。
- (3) SDGsの各目標では、施設などのインフラ整備のみならず、人々がアクセスできるかどうか重要な指標となっています。この間のコロナ禍で、消費者市民の活動は停止状態となりましたが、オンライン会議など新しい取り組みにチャレンジしています。
 - ① オンラインなど新しい活動様式により、各層の参加が広がるよう、行政のリーダーシップと施設整備を進めてください。
 - ② 公共施設において参加定員が制限され、実質的には利用料金の値上げとなっています。実態にあわせた使用料金の引き下げなど、柔軟な運用を検討してください。

2. 消費者行政の充実に関して

- (1) 昨年度、埼玉県消費者団体連絡会と消費者大会実行委員会が連名で実施した「2019年度埼玉県市町村における消費者関連事業調査」からは、研修や情報提供の継続、また、国か

らの補助金の継続や充実を求める声が寄せられました。消費者被害を未然に防止するための啓発活動や被害に合わないための消費者教育の推進においては、自治体の役割が重要であり、国および県による県内市町村消費者行政への支援強化をお願いします。

- (2) 埼玉県が、消費生活相談窓口を民間に委託せず実施していることに、心からの敬意を表します。消費者被害の防止に向け、引き続き、行政の役割として進めていただくことを求めます。また、県の消費生活支援センターが2か所閉鎖されましたが、県のセンターと自治体の消費生活センターの役割・機能の今後のあり方について、どのようにお考えかご教示ください。
- (3) 消費者大会を含めて消費者団体が交流し学習することは、消費者教育の重要な場でもあります。また、消費者被害を防止するための見守り活動においても、身近な地域で消費者団体が活動していることが大切です。県内消費者団体の育成を図るために、埼玉県消費者大会への助成額の増額と、消費者団体研修会への委託事業の継続をお願いします。
- (4) 詐欺的な定期購入商法における消費者被害が急増しています。また、悪質な販売預託商法による被害も後を絶ちません。埼玉県における法執行を強めるためにも、特定商取引法や預託法による規制を強化するよう、法の改正を国に要望してください。
- (5) 消費者被害の防止に向けて、地域での高齢者等見守り活動がさらに進むよう、埼玉県と消費者団体やNPO法人などとの連携した取り組みの継続をお願いします。
- (6) 民法改正による成年年齢の引き下げ実施を目前に、若者、とくに高校生以下の消費者相談が増加傾向にあります。若年層への広報や啓発、また被害実態把握の取り組みを、教育関係者や市民の参加で推進してください。

3. 食の安全・安心に関して

- (1) 埼玉県内どこに住んでいても同じレベルの食品衛生監視指導がおこなわれ、食の安全が確保されるよう、保健所の体制確保をお願いします。また、県と地域の保健所の連携を密にし、人材の育成を進めてください。
- (2) 食品ロス削減推進法が施行されました。食品ロス削減をテーマとした食育活動を積極的に展開してください。また、この課題は、食・環境・福祉（貧困格差）に関わり、横断的な取り組みが求められます。県および各自治体において、庁内連携を強め、取り組みを進めてください。
- (3) 「ゲノム編集技術」を活用した食品については、取り扱い事業者による生産・流通段階での徹底した管理を前提に、消費者が正しく選択できるよう表示の義務づけを国に求めてください。また、県民への正しい情報提供、リスクコミュニケーションの積極的な実施に努めてください。
- (4) 種苗法改正について賛否が分かれています。埼玉県においては、「埼玉主要農産物種子条例」制定をふまえ、国に対して、種子採取事業や検査体制を維持し、種子の安定供給が継続できるよう働きかけを行ってください。
- (5) 「埼玉県農林水産振興条例」や「都市農業振興計画」の策定にもとづき、埼玉県独自の振興を講じるようお願いします。また、埼玉県における食料自給率は11%ですが、今後、自給率をどのように引き上げるのか、財政的な措置も含めて、対策を明らかにしてください。

4. コロナ対策の充実に関して

- (1) PCR等の検査体制を拡充し、医師の判断で速やかに検査が受けられる体制や、民間の活用も含め、積極的な検査が推進できるよう整備を進めてください。また、検査については目標数値を設定し、十分な検査体制の確保を進めてください。あわせて、医療従事者と介護従事者への定期検査など、クラスター抑制に有効な検査を実施してください。

- (2) 隔離場所がないために、自宅療養を余儀なくされ、結果として家庭内感染が広がる事態を未然に防ぐため、感染者を適切に隔離できるよう病床や宿泊施設の確保を万全なものとしてください。
- (3) 感染の危険と隣りあわせで奮闘している医療現場で、感染防止に必要な医療物資や資材が不足しています。衛生資材の確保に向けた支援をお願いします。
- (4) コロナ対応病院はもとより、それ以外の医療機関でも経営難に陥っています。病院・診療所が地域の病院群として機能と役割を発揮するため、コロナ対応病院以外の医療機関へも、財政的支援を行ってください。
- (5) 余裕のない体制で業務を行っている事業所の多い福祉施設での対応力を引き上げるために、コロナ対応についてのわかりやすい情報提供と従業員への教育・研修の実施をお願いします。
- (6) この間、マスクや消毒液が手に入らないとか、高額なマスクを購入せざるを得なかったなどの事態が発生しました。感染拡大を想定し、県や各自治体において必要な資材の備蓄を進め、供給の確保をお願いします。
- (7) 感染者への心ない誹謗・中傷が継続して起きています。個人への攻撃は犯罪ともいえる行為であり、行政が毅然とした対応ができるよう対策を検討してください。
- (8) 学校の一斉休校により、オンライン授業も一部実施されましたが、子どもたちの理解度・習熟度を心配する声が多くあがっています。子どもたちに寄り添った授業や生活指導が行き渡るよう、オンライン環境の整備、少人数学級の実現、そのための体制確保を進めてください。

5. 県民のくらしの安心に関して

- (1) 人生 100 年時代を、県民が健康寿命を保っていきいきと生活できるよう、埼玉県においても、自治体と住民の協力による健康の場づくりを進めてください。
- (2) 介護保険制度が、利用者にとって将来にわたり持続可能な制度となるためには、必要なサービス量と担い手が確保され、そのための財政基盤が確立されることであり、その責任は国にあります。財源など市町村に積極的な支援を行うことを国に要望してください。
- (3) フードバンクへの支援についてフードバンク団体の認知が広がり、期待も増していますが、民間の取り組みだけでは限界があります。保管場所の確保や保管にかかる光熱費・配送費・人件費等基盤強化のために、恒常的な支援を検討してください。また、地域で活発に展開されているフードドライブやフードパントリーの取り組みがさらに広がるよう、県として市町村への働きかけを強めてください。
- (4) 近年、大規模な水害が頻発し、住民の不安が高まっています。想定を超える被害が起きていることをふまえ、治水対策の見直し、県内避難所の必要数と安全性について検証し、必要な対策をお願いします。また、早めの避難が命に関わる現実を受け止め、より効果的な情報提供を行ってください。
- (5) 原発事故によって福島県内の避難指示区域以外から逃れてきた「自主避難者」が、地域の中で安心してくらすよう支援の継続をお願いします。

6. 環境や地球温暖化防止に関して

- (1) 温暖化防止に向けては、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が重要です。埼玉県地球温暖化対策実行計画に盛り込まれている「市民共同太陽光発電の推進」にあるように、事業に取り組む市民団体等への支援を継続してください。
- (2) 自治体が地域電力を推進している地域では、災害時の電力復旧が早かったという事例があり、埼玉県地球温暖化対策実行計画でもレジリエンス（回復力・復元力）強化が課題としてあげられています。自治体のリーダーシップで地域電力の整備が進むよう、県と

しても働きかけを強めてください。

- (3) 大規模な太陽光発電設備により、森林が伐採されるという残念な事態が起きました。他方、農地での太陽光発電の設置が広がっています。バランスの取れた政策が実行できるよう対策をお願いします。
- (4) プラスチックごみの環境への影響を低減させるため、使用量の削減、リサイクルの徹底、不法投棄の防止などの取り組みが進むよう、事業者・県民への啓発を行ってください。

7. 平和な社会の実現に関して

- (1) 平和があつてこそ、私たちのくらしは成り立っています。終戦から75年が経過し、戦争や被爆の体験を次世代にどう継承していくかが大きな課題となっています。この視点から、県立学校における平和に関する学習の機会を広げていただくようお願いします。また、オンラインで戦争や被爆の体験を学べる取り組みが市民団体の間で広がっています。埼玉県や自治体による周知をお願いします。
- (2) 核兵器禁止条約の発効には50か国の批准が必要です。埼玉県として、日本政府が批准するよう働きかけを強めてください。

大会アピール（案）

私たち埼玉の消費者は、「自ら考え行動する消費者になろう～誰ひとり取り残さない持続可能な社会を目指して～」をスローガンに掲げ、第56回埼玉県消費者大会を開催しました。

今年は、新型コロナウイルス感染症による外出自粛のもと、書面やオンラインによる参加も活用し、実行委員会での話し合いを積み重ね、感染防止を優先する観点からライブ配信という新しい様式で大会を開催しました。

コロナの収束がまだ見えない中、危険と隣り合わせで仕事に従事する医療や福祉における体制の確保、保健所を核とした公衆衛生の充実、倒産や失業による貧困・格差の広がりへの対策など、社会のセーフティーネットを強化し、「安心してらせる地域社会」の実現を求めています。また、誰ひとり取り残さないことを理念に、持続可能な社会をめざすSDGs（エスディーゼズ）への理解をさらに深め、消費者としてできることを実践していきます。

コロナに便乗した手口による消費者被害が急増し、若年層での被害も増えています。一方、行政と消費者団体が連携した地域での見守り活動も前進しています。消費者被害を防止するため、地域の見守りネットワークの構築に、消費者団体としてさらに役割を發揮していきましょう。

食の安全については、コロナが世界に拡大するもとの、多くの食品を輸入に頼りつつ、一方では食品を大量廃棄している現実にも、私たちは目を向けなければなりません。世界中で食料が逼迫すると言われている中で、食品ロスを減らすとともに、自給率の向上に向けて声を上げ、行動することが求められています。

持続可能な社会の根本には、まず平和であることが重要です。平和であるからこそ、私たちのくらしが成り立っています。また、くらしを営むことができる土台は環境です。

人権や食の安全、社会保障などあらゆることについて考え行動できるのは、平和だからであり、持続可能な環境が確保されているからです。

基本的人権の尊重を基本に、消費者の権利が守られ、多様性を受け入れ、一人ひとりが自分らしく生きることができる社会を求めて、今こそ消費者が学び、考え、自ら声を上げ、行動していきましょう。

2020年10月16日 第56回埼玉県消費者大会

記念講演

講師 荻原 博子さん

経済ジャーナリスト



【プロフィール】

1954年、長野県生まれ。大学卒業後、経済事務所をへて、1982年にフリーの経済ジャーナリストとして、新聞・経済誌などに連載。難しい経済やお金の仕組みを、生活に根ざしてわかりやすく解説し、経済だけでなくマネー分野の記事も数多く手がけ、ビジネスマンから主婦に至るまで幅広い層に支持されている。バブル崩壊直後からデフレの長期化を予想し、地価や不動産の下落に警鐘を鳴らす。また、掛け捨て保険の提唱や家計の見直しなど、現金に徹した資産防衛、家計運営を提唱し続けている。新聞、雑誌等の連載やテレビのコメンテーターとしても活躍中。

【主な著書】

「10年後 破綻する人幸福な人」「投資なんか、おやめなさい」（ともに新潮新書）、「最強の相続」（文春新書）、「郵便局、が、破綻する」（朝日新書）など多数。

第56回埼玉県消費者大会実行委員会参加団体紹介

(2019年4月～2020年3月まで)

埼玉県消費者団体連絡会 代表幹事 吉川尚彦 柿沼トミ子 高田美恵子	
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5 TEL048-844-8971 FAX048-844-8973	
【広報】なし	【会員数】6団体
【設立】1976年	【運営】幹事会(月1回)
【活動】①食の安全を守る取組み、②消費者行政充実強化の取組み、③くらしや健康を守る取組み、④「平和」の大切さを学び広げる取組み、⑤環境への負荷を軽減し持続可能な社会づくりへの取組み、⑥県の審議会等委員推薦、⑦埼玉県消費者大会・県との懇談会(事務局機能)、⑧県内消費者団体研修会開催(全体1回・地区別4回)、⑨全国消費者団体連絡会への役員選出・全国消費者大会実行委員会参加、⑩国政への意見・要望提出	
【行政の審議会などへの参加】県消費生活審議会、県食の安全推進委員会、「近いがうまい埼玉産」地産地消推進会議、県種苗審議会、県魅力ある農業・農山村づくり検討委員会、彩の国埼玉環境大賞審査会、県介護保険審査会、埼玉県LPガスお客様センター委員会、県プラスチック問題協議会、県食品ロス削減ネットワーク会議	

埼玉県地域婦人会連合会 会長 柿沼トミ子	
〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ2階 TEL048-822-2466 FAX048-824-3083	
【広報】年2回	【会員数】5,000人
【設立】1948年3月11日	【運営】総会(年1回)、常任理事会(年5回) 理事会(年2回)
活動】①くらしの教養大学「キャッシュレス決済について」(消費生活関連事業) ②フォーラムサラ「食品表示制度セミナー」(消費者庁) ③結核予防のための複十字シール運動(大野知事表敬訪問、街頭募金活動ほか) ④北方領土返還要求運動 ⑤埼玉県米消費拡大推進連絡協議会(県産米利用推進:料理教室) ⑥防災学習会 ⑦ちふれ化粧品購入運動 ⑧結婚相談 ⑨「緑の銀行1円玉募金」(新設小・中・高校への緑化協力など) ⑩会員相互の親睦や教養を高めるための観劇などの文化鑑賞	
【行政の審議会などへの参加】 青少年育成埼玉県民会議、県社会教育委員会、県生涯学習審議会、県医療審議会、県地方薬事審議会、彩の国コミュニティ協議会、彩の国さいたま魅力づくり推進協議会、県金融広報委員会、県伝統工芸士認定委員会、県留学生交流推進協議会、県社会福祉事業団評議員会、県社会福祉審議会、県献血推進協議会ほか	

新日本婦人の会埼玉県本部 会長 高田美恵子	
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-3-10 黒澤ビル2F TEL048-829-2307 FAX048-829-2313	
【広報】新婦人しんぷりん	【会員数】10,000人
【設立】1962年	【運営】県本部大会(2年1回) 県本部委員会(2カ月1回)常任委員会(月1回)
【活動】①地球温暖化防止、プラごみ削減、原発再稼働反対のとりくみ、放射能測定 ②日本の農業を守り、食の安全を守る運動として、学習会、みそ作り、田植え、稲刈り、生産者との交流など産直運動 ③国保・介護保険、医療制度の学習と自治体との懇談、コロナ対策・子ども医療無償化の要請など、社会保障拡充の運動 ④少人数学級実現のための運動と、トイレ改修など学校の設備改善運動 ⑤「赤ちゃん・親子リズム」「教育カフェ」など若い母親のサークル運営や学習 ⑥核兵器廃絶のための写真展や戦争展、署名活動、憲法改悪反対の学習会など平和の取り組み ⑦各自治体の消費生活展に参加 ⑧公民館、公園、道路、避難所など身近な要求で改善運動 ⑨ジェンダー平等、女性の地位向上のための学習と運動	
【行政の審議会などへの参加】 埼玉県消費生活審議会、近いがうまい埼玉産地産地消推進会議、埼玉県米消費拡大推進連絡協議会	

埼玉県生活協同組合連合会 会長理事 吉川 尚彦	
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973	
【広報】情報(月刊)、写真ニュース(季刊)、さいたまの生協(年1回)、ホームページ、埼玉新聞に生協特集掲載(年1回)	【会員数】15生協 約224万人
【設立】1972年6月	【運営】総会、理事会(年6回)、他各種委員会
【活動】 安心してらせる地域社会をめざし、とくに、地域の特徴に応じた多様な見守り活動を広げることが重点とします。平和への思いや願いを込め、次世代に継承する視点を大切にして、取り組みを進めます。地域社会づくりを進めるために、自治体との「地域見守り協定」や埼玉県・自治体との「包括連携協定」など、行政をはじめ県内の諸団体と連携・協力し、それぞれの良さを活かしながら、生協の役割を発揮していきます。	
【行政の審議会などへの参加】 S-GAP 検討委員会、県米消費拡大推進協議会、県環境審議会、地球温暖化対策の検討に関する専門委員会、県建築物安全安心推進協議会、県宅地建物取引業審議会、彩の国コミュニティ協議会、県種苗審議会、県卸売市場審議会、食の安全推進委員会、埼玉県プラスチック問題対策協議会、埼玉県消費生活審議会、彩の国埼玉環境大賞審査会委員	

埼玉母親大会連絡会 代表委員 足立美智子 高田美恵子 宮沢千絵 川上豊子	
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-14-11 ゆないてい浦和 TEL・FAX 048-822-1817	
【広報】母親通信	【会員数】21 県域団体、33 地域実行委員会
【設立】1955年	【運営】埼玉母親大会(年1回)、実行委員会(月1回) 常任委員会(月1回)
【活動】①第63回埼玉母親大会開催(6/24) 入間市市民会館 参加920人、女性、母親たちが「子どもたちに平和な未来を手渡したい」の想いで開き、川田忠明さんの「戦争も性差別もない未来へ、女性が動くとき、希望が広がる」講演に素晴らしかったと参加者②県・地域母親大会の話し合いから県行政に要請。11月県担当部局と話し合い、同11月県民生活部長と懇談。③12月8日を中心に、第二次大戦時の召集令状の写し「赤紙」を県内の主要駅頭や高校の門前等で配布。平和の大切さをアピールしました。	
【行政の審議会などへの参加】 なし	

埼玉公団住宅自治会協議会 会長 佐藤利彦	
〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 3-15-6 TEL048-832-4937 FAX 048-831-7888	
【広報】埼玉自治協ニュース随時 機関紙(年3~4回)	【会員数】37,000 世帯
【設立】1980年	【運営】
【活動】 この間の主な活動は、団地居住者の高齢化が進み、高齢者の大半が年金生活者です。高齢者は今後も増加する見込みで、家賃負担等が困難になってきています。自治協は、都市機構法25条第4項に書かれている「家賃減免」措置の実現をめざし、生活実態調査をとり、国会議員、都市機構、国土交通省等に提出、運動をしてきました。引き続き、安心して住み続けられる公団住宅をめざし、運動をすすめていきます。	
【行政の審議会などへの参加】 なし	

さいたま市消費者団体連絡会 代表 廣田美子	
〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町 11-1 さいたま市市民活動センターメールボックス：E-04 TEL048-855-7456	
【広報】HP http://shodanren.wixsite.com/	【会員数】7 団体
【設立】1999 年 4 月	【運営】総会(年1回)、定例会(月1回)
【活動】①令和元年さいたま市消費者フォーラム「これから訪れるキャッシュレス社会を生き抜くために」5/25②2019 年度県内消費者団体研修会参加 ③消費者被害防止街頭キャンペーン 10/4 ④第 55 回消費者大会・プレ学習会参加⑤第 19 回さいたま市消費生活展「あなたも私もみんな消費者～未来はわたしの一歩から～」1/26⑥さいたま市桜環境センター見学 2/12 ⑦NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会総会出席⑧埼玉消団連幹事会出席⑨埼玉県消費者大会実行委員会出席⑩埼玉県食品安全局との懇談会出席	
【行政の審議会などへの参加】 埼玉県消費生活審議会、埼玉県魅力ある農業・農山村づくり検討委員会、「近いがうまい埼玉産」地産地消推進会議、さいたま市消費生活審議会、さいたま市食の安全委員会、さいたま市下水道事業審議会、さいたま市食肉卸売市場運営協議会、関東農政局多面的機能発揮促進事業関東農政局長表彰審査委員会、埼玉ながさき屋商品選考委員会	

生活協同組合コープみらい 理事長 新井ちとせ	
〒336-8523 埼玉県さいたま市南区根岸 1-6-12 (埼玉県本部) TEL048-839-2711FAX 048-865-3158	
【広報】コープみらい	【会員数】358 万人
【設立】2013 年 3 月 21 日	【運営】理事会(月1回)
【活動】『商品コミュニケーション』『子育て』『高齢者』『環境』を重点課題とし、『平和』『ユニセフ』『消費者課題』『防災・減災・被災地(者)支援』など様々な活動を通じて、ビジョン 2025 「食卓を笑顔に、地域を豊かに、誰からも頼られる生協」をめざし、ネットワーク(つながり)づくりとコミュニケーションを重ね、他団体とも協力・連携して豊かな地域社会づくりに取り組みます。組合員と地域社会のニーズを踏まえた全体方針に基づいて、埼玉県生協連の計画も考慮したエリア計画・「わたしたちのブロックで取り組みたいこと 2019」を策定し、実現したい価値を明確にして、全体・埼玉県本部・ブロックが主体的に地域での参加とネットワークの取り組みを推進します。参加とネットワークの取り組みの土台となる「みらいひろば」と「地域クラブ」は、組合員が愛着の持てる組織になるよう、ネットワーク(つながり)づくりとコミュニケーションを重ね新たな参加を広げます。	
【行政の審議会などへの参加】 埼玉県食の安全推進委員会、埼玉県社会福祉協議会、さいたま市消費生活審議会、さいたま市都市農業審議会	

生活協同組合パルシステム埼玉 理事長 樋口民子	
〒335-0005 蕨市錦町 2-10-4 TEL048-432-7754 FAX 048-432-7798	
【広報】あすーる(月刊)	【会員数】214,300 人
【設立】1951 年 5 月	【運営】総代会(年1回)、理事会(月1回)、各種委員会
【活動】(1) 食の安全安心 ①「ほんもの実感!くらしづくりアクション」運動の推進 ②産直連続講座・工場見学や産地交流、公開確認会の開催(2) 地産地消の推進 ①県内産地での田んぼ・畑体験 ②神川町大豆トラスト運動の拡大 ③県内産地の各種青果、県内生産米(彩のかがやき)、有機茶(狭山市)の推進(3) くらしの課題解決 ①消費者被害や介護、ライフプランニング活動などの学習会・講演会 ②いきいきネットワークの利用拡大 ③秩父市・神川町・小川町・皆野町・和光市・吉見町・川島町と見守りネットワーク活動に関する協定等を新たに締結し埼玉県内 54 市町 1 団体と見守り協定(覚書等を含)(4) 平和への取り組み ①戦争体験、国際問題に関する学習会 ②ネグロスの子もたちに楽器を送る運動参加 ③韓国・プルン生協との交流 ④ピースアクション in ヒロシマへの参加 ⑤「ヒバクシャ国際署名」2,587 筆 (5) 環境保全 ①エネルギー問題学習会 ②石けんの利用普及 ③田んぼ生き物観察 ④まちの生	

き物観察 ⑤キャンドルナイト(6)その他 ①市民活動支援金助成(8 団体 250万円) ②パ ルシステム埼玉平和募金(183 万円) ③東日本震災復興支援助成金(4 団体 150 万円) ④台風 15 号被害緊急支援募金(1,203 万円) ⑤台風 19 号被害緊急支援募金(1,332 万円) ⑥東京電力福 島第一原子力発電所事故被災者応援金(1,911 万円) ⑦ゲノム編集食品の規制と表示を求める署 名(7,732 筆) ⑧NPO 法人フードバンク埼玉寄贈(14,202 k g)
【行政の審議会などへの参加】なし

医療生協さいたま生活協同組合 理事長 雪田慎二	
〒333-0831 川口市木曾呂 1317 TEL048-294-6111 FAX 048-294-1490	
【広報】けんこうと平和(月刊)、さえら(隔月刊)	【会員数】229,650 人(3 月現在)
【設立】1992 年	【運営】総代会(年 1 回)、理事会(年 12 回)
<p>【活動】「誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり」に取り組んでいます。いのちと健康を大切に する活動に取り組みながら、いきがいをもって、平和に安心して暮らせる地域社会を地域 の方々とともに作りたいと考えています。</p> <p>保健教室やくらしの学校、健康づくりの活動を各地で開催しています。フードライブは事業所 で常設し、多世代(子ども)食堂は6つの事業所で開催してきました。今年度は、新型コロナウ イルス感染の影響でフードパントリーとして開催しています。医療や介護の費用でお困りの方に は無料低額診療事業でご相談に応じています。</p>	
【行政の審議会などへの参加】なし	

埼玉県労働者共済生活協同組合(こくみん共済 coop<全労済>) 理事長 金井 浩	
〒338-8504 さいたま市中央区下落合 1050-1 TEL048-822-0631 FAX 048-822-0865	
【広報】セーフティファミリー	【会員数】572,152 人
【設立】1964 年 3 月	【運営】総代会(年 1 回)、理事会、各種委員会
<p>【活動】</p> <p>「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」の理念のもと、県内居住者、勤 労者への共済事業の推進、県内各店舗での保障に関する相談対応、社会課題に対する取 り組みとして、①横断旗を寄贈する「7才の交通安全プロジェクト」②埼玉県交通安全 対策協議会を通じて交通遺児等への寄付などを行っています。</p>	
【行政の審議会などへの参加】なし	

さいたま住宅生活協同組合 理事長 後藤晴雄	
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-10-12 TEL 048-835-2801 FAX 048-822-7455	
【広報】快適住まい(年 4 回)	【会員数】25,462 人
【設立】1992 年 8 月	【運営】総代会、理事会(年 9 回)、各種委員会
<p>【活動】「組合員の信頼に応え組合員が主人公をつらぬきます」をスローガンとして活動してい ます。①消費者の権利の確立を目指す運動・安心してらせる社会を目指す運動・平和活動・ 福祉・社会保障充実活動・環境を守る活動など、様々なテーマでのイベント等に参加し、県内生 協間交流を行い運動の前進に貢献します。②『住まいのホームドクター』を目指して、無料住 宅診断・設計者ユニットによる「住まい講座」の開催等をとおり、協力業者等の力を借りなが ら、消費者・組合員の様々な相談に対応し、事業の拡大につなげていきます。③組合員による 工事紹介制度、「さいたま住宅生協取次所」事業の推進等、組合員の力の活用を強めます。④業 者会活動 協力業者のスキルアップ研修や学習会などを実施していきます。</p>	
【行政の審議会などへの参加】埼玉県建築安全安心推進協議会委員、埼玉県宅地建物取引業審議会委員	

JA 埼玉県女性組織協議会 会長 栗嶋美津江	
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-12-9 TEL 048-829-3307 FAX 048-822-2036	
【広報】ホームページ開設	【会員数】11,334 人
【設立】1954年4月	【運営】総会、役員会（年4回）
【活動】①JA 女性部の活動を充実させ、協同意識や連帯感を強めて組織の拡大を図る。②フレッシュミズ世代の育成として、後継者育成や次世代対策への働きかけを実施。③共同購入運動の推進として、信頼と安心の商品選定を行い、共同購入運動を展開。④健康増進活動としてのグラウンドゴルフ大会の実施（令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）	
【行政の審議会などへの参加】なし	

埼玉県農民運動連合会 会長 立石昌義	
〒360-0111 熊谷市押切 2540-2 TEL048-536-5960 FAX 048-536-5206	
【広報】新聞「農民」週刊	【会員数】500 人
【設立】1974年9月	【運営】理事会（隔月）
【活動】 ① 2019年12月、来年度予算要求として、埼玉県知事に15項目の農業振興策を要請。20名参加。 ② 加須市で酒米「山田錦」「五百万石」を作付けし、件愛の酒造6カ所に納入。埼玉の新しい地域振興策として注目される。	
【行政の審議会などへの参加】なし	

適格消費者団体 NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本誠司	
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5 TEL048-844-8972 FAX 048-829-7444	
【広報】ニュースレター(年6回) ホームページ	【会員数】正会員 17 団体・個人 107 人 賛助会員 7 団体・個人 42 人(2020.9月現在)
【設立】2004 年 【適格消費者団体認定】2009 年 【特定適格消費者団体認定】2018 年	【運営】総会、理事会（年7回） 検討委員会(年12回)、活動委員会(年12回)
【活動】消費者団体訴訟制度を担う「適格消費者団体」として差止請求を行う団体として、消費者契約法・景品表示法・特定商取引法、食品表示法に違反する事業者の不当条項や不当表示の差止めを求める活動の他、一般消費者からなる活動委員会による調査・改善要望活動を行なっています。さらに、消費者被害回復訴訟を提起できる「特定適格消費者団体」として活動しています。 [1]事業者へ是正や被害回復を求める活動 差止請求訴訟：(株)DeNA（控訴審）、(株)ROOKIES 被害回復訴訟：(株)ZERUTA（給料ファクタリング事業者）他、消費者にとって不利な条項などの改善を求め申入れや問合せを行ない、規約や Web サイト上の表記の改善が図られました。 [2]調査活動 ①広告表示の改善要望活動 ②アンケート・めやすばこ（キャッシュレス決済、身の回りの製品事故） [3]消費者啓発 消費者力アップ学習会 「キャッシュレス決済と信用格差社会」「キャッシュレス決済と利用時の注意点」を開催しました（「高齢者施設の選び方」はコロナの影響で中止）。 埼玉県からの受託事業「消費者被害防止サポーター活動推進事業」「高齢者等見守り促進事業」「インターネット適正広告推進事業」に取り組んでいます。	
【行政の審議会などへの参加】なし	

埼玉県消費生活コンサルタントの会 代表 木下久美子	
埼玉県さいたま市	ホームページアドレス http://consultant-saitama.jpn.org
【広報】会報年1回発行、会員だより年3回発行、ホームページ	【会員数】79人
【設立】1965年	【運営】総会、運営委員会(年6回)
【活動】①基礎法令事例研究会月1回開催、②消費者行政充実への取組み、③多重債務者削減への取組み、④県消費者大会・分科会協力、⑤保険、金融などの業界団体との意見交換会開催、⑥NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会協力、⑦弁護士会との自主勉強会開催、⑧各種審議会、委員会に委員として出席、⑨県との共催研修開催	
【行政の審議会などへの参加】 ① 県消費生活審議会、②県日照紛争調整委員会、③県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議会、④さいたま住宅検査監視委員会、⑤草加市消費生活審議会、⑥春日部市情報公開・個人情報保護審議会	

春日部市くらしの会 会長 齋藤恂子	
〒344-8577 春日部市中央6-2 春日部市役所暮らしの安全課内 TEL048-736-1111 FAX 048-733-3825	
【広報】春日部市くらしの会だより(年1回)	【会員数】61人
【設立】1968年	【運営】総会(年1回)、理事会(月1回)
【活動】 ① 市商工会主催のリサイクルバザー参加②視察研修(ファンケル化粧品他)③役員研修会(エコッキング)④消費者大会参加⑤かすかべ商工祭、庄和産業祭に参加⑥消費生活講座 ⑦県内消費者団体地区別交流会参加	
【行政の審議会などへの参加】 水道事業運営審議会、春日部市社会福祉協議会評議員、ごみ減量資源化推進審議委員、春日部市下水道事業審議会委員、春日部市環境審議会委員	

加須市くらしの会 会長 杉沢正子	
ホームページアドレス https:// iimati.wixsite.com/kurasinokai	
【広報】加須市くらしの会だより(年1回)	【会員数】208人
【設立】2012年5月18日	【運営】総会(年1回)、理事会(月1回)
【活動】①くらしの達人養成講座「よくわかる成年後見制度」～実例をとおして学ぶ～、「終活、今すぐ始める生前整理」～遺品整理の達人からのアドバイス～、②生き生き健康づくりセミナー「放射線治療について」～現在のがん治療～、「くらしに生かせる東洋医学」～季節と五臓・食との関係～、「ロコモティブシンドロームを防ぐ」～健康体操で予防しよう～、③消費者力アップセミナー「首都直下型地震に備える」～今、するべきことは?～、「キャッシュレス時代に備えて」～電子マネーを学ぶ～、④市内農産物直売所&施設めぐり、⑤県内生産工場&施設見学会(吉見町視察)、⑥県外生産工場等視察研修(神奈川県横浜市視察)、⑦健康長寿のための食育講座「腸内環境をよくして免疫カアップ」、「米粉を使った和菓子」、⑧未来のための環境講座「水素エネルギーの利用」～水素社会の安全性・将来像～、⑨加須市消費生活フェア「ともに築こう 豊かな消費社会」、⑩消費者被害防止活動～4地区の市民まつりで被害防止啓発団扇を配布、⑪リサイクル活動「牛乳パック回収運動」「エコキャップ回収運動」「一着一品洋服交換リサイクルフェア」の開催、⑫クラブ活動～茶道・民踊・コーラス～、⑬情報発信および意見・要望提出～広報紙・ホームページ・くちコミによる情報発信、出前市長室開催、全国消費者フォーラム参加～、⑭消費者被害防止講演会 紀藤正樹講演会「詐欺と騙しの罠から身を守る」～消費者力を身につける～	
【行政の審議会などへの参加】 加須市商業振興プラン推進会議、加須市廃棄物減量等推進審議会、加須市水道事業運営審議会、加須市みんなで作る加須のまちづくり推進協議会、加須市総合振興計画及び加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇話会、加須市PR営業本部、加須市コミュニティ協議会、加須市議会モニター会議、家族・地域の絆推進運動推進本部、加須市男女共同参画市民企画委員会	

久喜市くらしの会 会長 宮内智	
【広報】年2回	【会員数】180人
【設立】1969年	【運営】月1回定例会30人
【活動】①環境活動：牛乳パック・アルミ缶回収、廃油石鹸づくり、ゴミゼロクリーン久喜市民運動参加、②学習活動：消費生活講座の開催、見学会の実施、消費者大会、消費者大会プレ学習会などに参加、③福祉活動：久喜の里ボランティアなど、社協ボランティアまつり参加（10月）、④その他久喜市男と女のつどい、平和と人権のつどい、久喜市防災訓練、久喜市民まつり、栗橋やさしさときめき祭り、赤花そばまつり、久喜健康・食育まつり、久喜公民館祭りなどに参加。⑤クラブ活動：生活、薬草、料理、和装、歌謡、フォークダンスなどのクラブ活動を通じて、くらしや生活についての学習、現地研修、視察や発表会などを実施。	
【行政の審議会などへの参加】久喜市環境推進協議会、久喜市人権啓発実行委員会、久喜市社会福祉協議会、久喜コミュニティ推進協議会、久喜市民まつりの会、久喜市健康づくり・食育推進大会実行委員会、青少年育成久喜市民会議、LOVEくきネットワーク、久喜市商工会推薦特産品設定委員会、久喜市中小企業・小規模企業振興会議 など	

志木市くらしの会 会長 木下里美	
〒353-0002 志木市中宗岡 1-1-1 志木市市民生活部地域振興課 TEL048-473-1111 FAX 048-474-4462	
【広報】会報(年2回)	【会員数】65人
【設立】1975年	【運営】定例会(月1回)、定期総会(年1回)
【活動】 ①消費生活セミナー②県外視察研修 ③子ども消費者教室 清涼飲料水の糖度測定他④第31回志木市消費生活展 ⑤新年会 ⑥料理講習会 ⑦地産地消 アグリシップしき推進事業に協力	
【行政の審議会などへの参加】なし 志木市社会福祉協議会評議員、志木市環境推進委員会	

越谷市消費生活研究会 会長 中村千代子	
【広報】なし	【会員数】7人
【設立】1979年	【運営】総会、役員会
【活動】 ①定期総会②越谷市環境推進市民会議総会③埼玉消費者被害をなくす会総会④第55回埼玉県消費者大会⑤第45回越谷市民まつり⑥消費者団体研修会⑦市政移動教室⑧訪問研修	
【行政の審議会などへの参加】 越谷市消費者保護委員会、越谷市消費生活センター運営委員会、越谷市商工対策委員会、越谷市民まつり実行委員会、越谷市環境推進市民会議	

埼玉県西部地区消費者団体活動推進世話人会 代表世話人 星川一恵	
〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17 川越市消費生活支援センター内 TEL049-249-4751 FAX 049-247-1091	
【広報】なし	【会員数】11団体
【設立】1984年9月	【運営】定例会(月1回)
【活動】 ①定例会(毎月第2金曜日)、②県内消費者団体地区別交流会(西部)に参加③マイクロプラスチックについての学習会開催、④埼玉県消費者大会参加	
【行政の審議会などへの参加】 なし	

上尾市消費者団体連絡会 会長 小林良子	
【広報】なし	【会員数】6団体
【設立】1983年	【運営】総会(年1回)、定例会(年10回)
【活動】①消費生活展：コミュニティセンターにて研究成果の発表 ②ミニ消費生活展：公民館にて研究成果のパネル展示 ③講演会：市民対象に年3回 ④消費者被害防止キャンペーン：上尾駅前にて、年2回啓発資料を配布 ⑤視察研修：年1回テーマを決めて学び、消費者に出来ることを考える ⑥学習会・見学会：地域の事を学び、できること・なすべきことを考える ⑦消費生活センター主催の講座・講演会・映画会ほか、上尾市の事業に協力	
【行政の審議会などへの参加】・上尾市環境審議会 ・上尾市廃棄物減量等推進審議会 ・上尾市産業振興会議 ・上尾市観光協会推奨土産品審査会	

新座市消費者展実行委員会 会長 三輪由利子	
【広報】なし	【会員数】9人
【設立】およそ40年	【運営】定例会議(月1回)*市の担当者も2人参加、年12~13回の会議
【活動】①年1~2回視察研修*市のバスを使用し担当者も同行②市民まつり、産業フェスティバルにて、新座市消費者展を開催2日間(東日本大震災後8年にわたり『原発から抜け出すために』のテーマで情報提供、提案を続けている)市民まつり特設会場にて、原発問題クイズ、消費生活センター相談員による被害防止啓発活動をおこなっている。③市民ギャラリー展 庁舎内にて『原発から抜け出すために』のパネル展示 10日間	
【行政の審議会などへの参加】	

重要なお知らせ

- 電話を提供するNTT東日本の局内設備を
2024年1月以降に切替いたします。
- お客さまがご利用中の電話機等は、
設備切替後もご利用いただけます。
- 固定電話(通話)のご利用継続には、
切替にともなう手続き等は不要です。

※2024年1月に、一部のサービスを終了させていただきます。提供終了サービスについては、本チラシ裏面をご確認ください。

手続き
不要

回線工事
不要

機器*の変更
不要

*通話用としてご利用いただいている場合。

国内の固定電話への遠距離通話は、ご利用いただきやすい料金に変更となります。

固定電話への
通話料金

国内通話
9.35円(税抜8.5円)/3分(予定)

回線使用料
(基本料)

現在と同額(予定)
※2020年6月現在



「固定電話の設備切替」等に便乗した虚偽の情報に基づく
悪質な販売行為にご注意ください。

下記のようなセールストークにはご注意ください。

~~古い回線を新しい回線に
交換する工事を行います。~~

~~アナログ電話が使えなくな
るので、デジタル電話への
切替工事が必要になります。~~

~~このあたり一帯で回線の
切替工事があり、今までの
電話機が使えなくなります。~~

お客さま宅内の電話機の交換や回線の切替工事は必要ありません。

理想の住まいと出会うために、
不動産広告はしっかりと
確認しましょう。



現在、全国で約13万社の不動産会社が公正競争規約に参加しており、会員の店頭にはこのマーク(首都圏の場合)が掲示されています。



公益社団法人 **首都圏不動産公正取引協議会**
TEL:03-3261-3811 <http://www.sfkoutori.or.jp>

不動産公取協

検索

まかせて安心 確かな技術

あなたのまちの 電気の安全を見守りつづけます



1. ご家庭や商店等の電気設備の安全調査などを定期的に行っています。
2. ビルや工場などのお客さまから委託を受けて電気設備の点検を行っています。
3. チラシ・パンフレット・講習会などで電気安全知識のPRを行っています。



関東電気保安協会 埼玉事業本部

さいたま市中央区上落合 4-10-6

TEL048-856-3051 <https://www.kdh.or.jp/>

県内事業所 さいたま/熊谷/越谷/川越/久喜

県内支所 秩父

非対面・非接触のお取引のために

窓口やATMに行かなくても、スマホなどから
ご利用いただけるサービスを紹介します！

ダウンロードして
すぐ
使える！

ろうきんアプリ

ろうきんダイレクト

アプリに
プラスで
フル活用！

どちらのサービスも利用は無料！ ^{ダブル}Wで使えばもっと便利！

ポイント1 残高・明細をらくらく確認！

ろうきんアプリなら給与振込額や各種引落し額が気になったときに、いつでも簡単にご確認いただけます。入出金があればプッシュ通知(*)でお知らせします。

(※)スマホ端末自体や通信、当金庫システムの状況などにより通知が遅延する場合があります。入出金明細の通知はメイン口座のみとなります。

ポイント2 新着・おすすめ情報

キャンペーンなどおトクな情報が盛りだくさん！
プッシュ通知でろうきんからお知らせが届きます。

ろうきんアプリについて詳しくは



<https://chuo.rokin.com/rokin-app/>

ポイント3 お申込みも簡単！（無料）

アプリストアから「ろうきんアプリ」をダウンロード後、すぐにご利用いただけます！

ろうきん普通預金口座のキャッシュカードをお持ちの個人のお客様であれば…

スマホ・パソコンから申込みが可能です。

※お申込み受付後、ご登録住所へ「ご契約者カード（仮確認用パスワード）」、「ご利用の手引き」を送付いたします。※書面によるお申込みも可能です。

ろうきんダイレクト
ネットお申込み



<http://ib.rokin.jp/direct/?bid=13>

ポイント1 時間・場所を気にせずお手続きが可能！

- 各種残高・入出金の明細照会
- 当日振込・振込予約
- マイプランの借入・返済
- 定期・エース預金の新規・入金・支払
- 住所・電話番号などのお客様情報の変更
- 税金・各種料金の払込（ペイジー） など

ポイント2

振込手数料が窓口・ATMよりもおトク！



スマホでも



タブレットでも




PCでも

*利用時に発生する通信料はお客さま負担となります。 *各サービスの詳細は、ホームページをご覧ください。か営業店までお問い合わせください。

●お問い合わせ先 〈中央労働金庫〉 埼玉県本部 TEL : (048)-836-5511

●2020年10月1日現在



コープみらいの組合員の
ひとり親家庭の子どもを支援する
返済不要の
**奨学金
給付事業**

今年度新たに172人の奨学生を迎え、現在388人に給付しています

社会問題になっている子どもの貧困を解決する取り組みの一つとして、奨学金給付事業を2018年から開始しました。
コープみらいの組合員で経済的に大変なひとり親家庭（両親がいない方）の

**高等学校・高等専門学校に入学する1年生、および
在校生を対象に月額1万円、返済不要で給付します。**

2021年度は2月頃に奨学生の募集を開始する予定です。

助成上限
10万円

コロナに負けるな！ コープみらい・市民活動助成

新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化の中で、子ども、高齢者、障がいのある方など、社会的に弱い立場の方々にしわ寄せが生じ、問題が深刻化しています。

2020年は、地域で暮らす人どうしの助け合いを推進するための助成として「コロナに負けるな！コープみらい・市民活動助成」を実施します。

〈お問合せ〉

コープみらい埼玉県本部 参加とネットワーク推進部

「社会貢献活動表彰・助成金」事務局 ☎048-839-2711（9時～17時、土日祝休）

■対象とする活動期間

2020年10月5日～2022年3月20日

■応募対象

これまでコープみらい財団の表彰・助成を受けていない団体

■助成内容


1団体につき10万円を上限

■締切り

2020年11月27日（金）

当日消印有効

応募要項、
応募用紙はこちら▶



もったいないから ありがとうへ

コープみらい埼玉エリアでは、県内8カ所の組合員施設と5つの店舗で「フードドライブ」を実施。組合員のご家庭に保管されたままの食品をお預かりし、生活に困窮している方にお届けしています。また、コープデリ連合会では、サイズ違いなどで返品いただいた紙おむつを乳幼児施設などに寄贈しています。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

コープみらい・コープデリ連合会
は、事業と活動を通じて「持続
可能な開発目標（SDGs）」の
実現に貢献します。



コープみらい コープデリ連合会

食卓を笑顔に、地域を豊かに。

手軽で安心なミールキットや冷凍食品から、生活に欠かせない日用品まで、ご自宅にお届けします!

お買い物に行かなくて済む! 配達サービス

週に1回決まった曜日に、配達担当がご注文商品とカタログをまとめてご自宅までお届け!

不在時でもお届け!
安全性にもしっかり配慮!

封印シールや商品カバーでセキュリティに配慮、また保冷剤やドライアイスで保管温度に適した状態でお届けします。

商品カバー

封印シール

かさばるものも玄関先までお届け!

お水などの重たいものや、トイレトペーパーなどかさばるものも、配達担当が丁寧にご自宅までお届けします。

定期的お届け! パルくる便で注文忘れナシ!

登録した商品が毎週、隔週または4週に1回、自動で届くサービスです。食品から日用品まで100点以上の豊富なラインナップ。

たとえば!

牛乳とたまごは毎週で登録

ウインナーと豆腐は隔週で登録

最短5分! 仕事から帰ってすぐ完成! お料理セット

国産のお肉や野菜と化学調味料不使用のたれをセットしたお料理セット。今日の晩ごはんが簡単にできます。

レンジで簡単! 半熟卵入りピザセット 5分で作れる!

産直豚肉のチンジャオロースセット 10分で作れる!

味付けの失敗ナシ! 野菜はカット済み!

冷凍食品

原料や製造の裏側をきちんと語れる冷凍食品!

餃子にしよう!

直火炒めチャーハン(鶏肉系)

化学調味料不使用! 素材を活かした味つけ!

国産おこわセット(産直甘藷あんがけ)

Q

パルシステムってどんな生協ですか?

パルシステムは「食の安全」と「持続可能な社会づくり」をテーマに、関東をはじめ1都10県で展開しています。安全性にこだわった産直品やオリジナル商品を多数扱っている生協です。

パルシステムの安心POINT!

環境と安全性に配慮した商品づくり

安全性の独自基準をクリアした

811のオリジナル商品!

※産直米・産直野菜を除く、2020年3月現在


国産中心、化学調味料不使用、添加物にもできるだけ頼らない、安全・安心なパルシステム独自の商品を中心に取り扱っています。価格だけでなく「ほんもの」を選んでほしいと考えています。

お問い合わせ：生活協同組合パルシステム埼玉受付センター
TEL：0120-860-678 営業時間/月～金 9：00～20：00

くわしくは、

パルシステム

検索



「たすけあいの輪をむすぶ」
こくみん共済 coop は、次のステージへ

こくみん共済 NEWS
coop



- | | |
|--------|----------|
| こくみん共済 | 団体生命共済 |
| 火災共済 | 自然災害共済 |
| 総合医療共済 | せいめい共済 |
| マイカー共済 | 自賠償共済 |
| 交通災害共済 | 新セット移行共済 |

こくみん共済〈全労済〉
全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

たすけあいの輪をむすぶ

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

つなぐ安心 明日も生き生き

医療生協さいたまは、医療と介護の生協です。

埼玉県全域に4つの病院、8つの診療所、4歯科、2つの老人保健施設、
介護事業所があります。



無料低額診療事業も行っています。

医療や介護の困りごとは、ご相談ください。



 医療生協さいたま生活協同組合

TEL: 048-294-6111 (代表)

〒333-0831 川口市木曾呂 1317

ホームページ/<https://www.mcp-saitama.or.jp>



住まい専門の生協です

あらゆることをサポートします!

さいたま住宅生協の仕事は
5つの柱で人と環境にやさしい住まいづくりをすすめています

新築工事

長寿命・自然素材の家

専任の設計者が、ご要望を確認するカウンセリングからプランニングまで行い、住む人のニーズに合わせた住宅を提供します。

アフターケア 10年保障



外壁塗装

住まいを長持ちさせる

高品質な塗料も用意しています。ご予算も含めてご相談ください。

アフターケア 5年保障



白アリ消毒

住まいの土台から守る

定期的な床下点検と白アリ防除を組合員価格で行います。

アフターケア 5年保障



リフォーム

住む人の想いを“形”にします

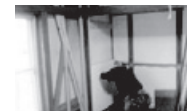
多彩なアイテムとアイデアを提案します。お気軽にご相談ください。



耐震診断補強工事

予測不能な地震に備える

地震への不安は、耐震診断を行うことで耐震性を明らかにして対策を講じることが重要です。



あなたの住まいのホームドクター



県知事認可432号

住宅専門の co-op

さいたま住宅生活協同組合



0120-502-817

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-10-12 <http://www.houscoop.or.jp/>

-埼玉県農林業振興と米産直の-

(農)埼玉産直ネットワーク協会



〒347-0006

埼玉県加須市上三俣 1745-1

TEL 0480-44-8167 Fax 0480-44-8168

組合長理事 塚田 静男



生活クラブは安心とおいしさで、丁寧に暮らすひとをサポートしたい。
生活クラブの食材は、不要な食品添加物を使わず、独自の厳しい基準をクリアしたものであります。

食材
宅配

サステイナブルなひと、
生活クラブ



生活クラブ生活協同組合（埼玉）
さいたま市南区別所 5-1-11
お問合せ・資料請求フリーダイヤル
0120-391-144
月～金 9:00～17:30（祝日も可）

詳しくはコチラ



埼玉県初！お店もオープン
生活クラブのお店「デポー浦和」
浦和駅西口徒歩 9 分 調神社向い
10:30～19:00（定休日：水曜日）



株式会社 双信舎印刷

〒330-0044 さいたま市浦和区瀬ヶ崎 2-16-10
TEL 048-886-5556 (代) FAX 048-881-0975
Email sosinsya@f5.dion.ne.jp
Gmail sosinsya@gmail.com

主 催 第 56 回埼玉県消費者大会実行委員会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

埼玉県生活協同組合連合会内

TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973